

# 青税会員限定!

全国青年税理士連盟 会長 城田英昭  
(レポーター) 法対策部長 植木心一

## 日税連理事会レポート 1



皆さん、平成18年度の全青法対策部長:植木心一と申します。よろしくお願いします。  
この一年間、日税連その他の情報を発信します。

### 第一回理事会の議決事項は3つ

日税連の平成18年度第一回理事会は6月28日(水)午後1時30分より、日税連会館において開催された。

議長は、森金次郎会長。この日の議決事項は3つだったが、議論の中心は『第50回定期総会提出議案書』についてであった。

議決事項の二つ目の『第50回定期総会召集日時と場所』は、簡単に承認可決された。

三つ目は、『平成19年度・税制改正に関する建議書(案)』について。

特殊支配同族役員報酬規定に関して、様々な質問が続いた。

日税連の定期総会議案書は186ページの分厚さ。重さは523グラムです。ちなみに、近畿税理士会の第42回定期総会議案書は146ページ、322グラムでした。

いろいろな意味で、重い……。

- ◆ 第50回定期総会  
日時：平成18年7月25日(火)  
午後1時30分～午後3時30分  
場所：ホテルオークラ
- ◆ 顧問・相談役との懇談会  
午前11時～午後1時
- ◆ 定期総会懇親会  
午後4時～午後5時30分

#### ハイライト

★ 会議は踊る♪ 特殊同族報酬規定に、怒りの大合唱♪

★ アウトソーシングの資格?

★ 日税連はクールビズ知らず

★ 伝説の税理士! その名は、

一ノ瀬長治!!

#### 傍聴者

石井 孝雄 (神奈川)  
植木 心一 (近畿)  
城田 英昭 (神奈川)  
菅原 祥元 (東京)  
高垣 希 (神奈川)

東京会の富田光彦理事は、青税会員です。

### 事業計画案に、税理士法改正対策が無い!

東京会 富田光彦理事の質問： 税理士法改正に関しては、平成13年改正では力を入れたのに、次の改正にはどのように対策するのか。3条問題に関して言えば、公認会計士試験も弁護士試験も大幅に変わった。税理士法はそれに対応できていない。先日の東京税理士会の総会でも議論となった。6条・8条と合わせて改正して欲しい。いずれの場合でも『税理士試験で1科目でも合格すること』として欲しい。

東京会 増田理事の関連質問： 重点施策に『次なる税理士法改正に向けて検討を進める』とあっても、所掌がはっきり決められていなければ、実際には動かない。外部の制度がどんどん変わっているのに、税理士会としての対応ができていない。

宮口専務理事の答弁： 税理士法は何年後に改正する、と対策するようなものではない。改正すべき事項があれば、改正する。

## 宮口専務理事の感謝発言

宮口専務理事： 東京会からは、検討する。具体的なものがでてくれ  
従来から変わらないご意見をいた ば、PT（プロジェクトチーム）あるいはその  
だき、ありがたいと思う。 他で取り上げる。現状では、そこまで  
税理士法改正対策は、制度部で の方向性は見えてこない。

以下、発言者名が「某理事」となっているのは、私がお名前を聞き漏らしたか、その理事が名乗らずに発言したのか、のいずれかです。

## アウトソーシング問題

東京会 某理事： 国税庁から税務相談のアウトソーシングがでている。この入札は、税務支援と何ら変わらないのではないのか。このままでは、税務支援制度が根底から崩れる。

宮口専務： 国税庁のアウトソーシングは、人員削減がその理由である。このまま推進するであろう。確かに、そ

の中身では税務支援とダブる部分はあると思う。

税理士業とそれ以外に分けてアウトソーシングができないのか、例えば、税務相談業務と会場設営・運営業務を分けられないかを考えている。

税理士業務を一般の方ではできないのだから。

国税庁は、「税金説明会」と称して、税務相談会と実態上は変わらない業務を一般入札に出し始めた。そのほとんどは、日本税務協会という、税務署退官者が多い団体が落札受注している。

しかし昨年、一般企業である名古屋の派遣会社が落札受注し、多くの税理士がその説明会の業務に従事したそうである。

## 大谷吉夫理事の関連質問

近畿会 大谷理事： 日税連の正副会長会において、「無償独占を守るために、税理士会各単位会が入札資格を取得するように」と、各単位会会長宛に要請したのか？

宮口専務： 会長から正式に要請したことはない。

私から税務支援の話をした際に、「名乗りを上げておかれたらいかがでしょうか」との話は、した。各単位会がそれを受けるのであれば、それは各会の判断である。

大谷理事： 公益法人である税理士会が、そのような収益業務を行うことにつき、實際上、問題がないのか？

宮口専務： 「各税理士会がもし、応札する考えであれば、入札資格が必要です」と念のためにお話した。

大谷理事： 税理士会は、一般的な民法上の公益法人よりも公益性が高い。税理士業務そのものに近い業務に直接手を挙げるのは、本当にできるのか。会則等に抵触しないのか。

仮に税理士会が落札した場合、アウトソーシング事業を各税理士が依頼を受けて報酬を受ければ、それは謝金なのか。一般民間企業が落札して丸投げした場合には、手数料に該当する。

宮口専務： 税理士会が果たしてできるのか、それには私も疑問。しかし、もし仮にできる状況になった場合には、落札するためにはまず、入札資格者でなければならない。落札できる仕様で出てきた場合に、税理士会が入札自体に参加できるための入札資格取得である。

税理士会は収益事業をすべきではない、ということは（大谷理事と）同じ考えである。

アウトソーシングそのものが、それで良いものか否か、疑問である。

森会長：（大谷理事に）ご意見、同じです。

大谷吉夫理事は、青税会員です。

### クールビズは4人

近畿会の堀三芳監事から声をかけられました。

「植木さん、今日の理事会でクールビズやったのは、私とアンタを含めて4人やったで。」

理事会会場の約100人の内に4人だけ。

日前連ビルは、クーラーが効き過ぎです。冷房の設定温度は26度以上にしましょう。

## 税理士法改正への対策は？予算計上自体がない

**東京会 渡邊理事：** 議案書の平成18年度予算では、規制改革対策室も制度部も、前年度と予算額は同じ。これでは、「税理士法改正を喫緊の課題と考えている」とは、到底思えない。これでは、公認会計士法改正による危機感に関しては、一般税理士会員の考え方とは違う。

**宮口専務：** 改正するつもりはあるが、予算を今つける必要性は考えていない。改正は、公認会計士試験・弁護士試験とは違う制度構築になるであろう。特に弁護士に関しては、税理士法だけではなく、弁護士法に書かれている税理士資格である。予算を使うからできる、というものではない。

## 特殊同族役員報酬規定では、怒りの質問

**東京会 増田理事：** 以前、宮口専務の説明では、「中小企業団体が反対していないから、日税連は反対しない」とのことであったが、これからの対応はどうするのか？

業4団体が反対ではなかったもので反対しなかったことは事実である。この法律で不備・弊害が上っていることも理解している。

**東京会 吉田理事の関連質問：** 税政連では、一般会員の不満が大きい。

対応としては、今のところは条件闘争はしていない。理論的におかしい、の一点張りと考えている。

法律ができてすぐには廃止はできないであろうが、適用基準を引き上げるなり、適用延期を要望する。

調研部では、「見直し」の建議書を作成した。今回、「見直し」で良いか否か、検討している。

**宮口専務：** 昨年12月で反対姿勢を取ろうとしたが、中小企

## 予算規模は19億円、ビル建設借金残28億円

**近畿会 大谷理事：** 平成17年度の事業費の決算額は、予算と2億6千万円の差異がある。ところが、平成18年度の予算額は、前年度予算と同額で、その決算の差異額が反映されていない。

との前提で予算取りしている。しかし実際には、同日に複数の会議が開催されるのでその出席者の交通費が浮くし、また欠席者もある。

**延時経理部長：** 事業費の実行率が悪い。その理由は、予算では、会議はすべてそれぞれ開催され、全員が出席する

**某理事：** 次期繰越金は、会費収入額の半額程度もある。金利負担を考え、長期借入金返済を優先すべきではないのか？

森会長：ご意見として拝聴する。

予算が余っているのでは？  
会費を下げる検討が必要では？

### 【税理士法】

第3条 (税理士の資格)  
次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。

3. 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)

4. 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)

### 【弁護士法】

第3条 (弁護士の職務)  
2 弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務をおこなうことができる。

### ◇ 日税連の理事会等の予定 ◇

平成18年	7月25日(火)	日税連定期総会
	9月27日(水)	第2回理事会
	12月21日(木)	第3回理事会
平成19年	3月23日(金)	第4回理事会
	6月ごろ	平成19年度第1回理事会

第一号議決事項につき、森会長の賛否の決を採る旨の発言があり、議会は挙手を求められた。

賛成多数で可決されたが、近畿会の大谷理事は挙手しなかったようです。

そう言えば、私は思い出しました。「これからのことである事業計画に対しては、皆で盛り立てる意味も含めて賛成するが、結果が出てしまった事業報告については、徹底的にその間違いを指摘すべき。」との意見を、青税で聞いた記憶があります。

# 日税連理事会レポート 1

全国青年税理士連盟 会長 城田英昭  
(レポーター) 法対策部長 植木心一

## 平成19年度税制改正建議書でも怒りの質問

杉田調査研究部長の説明： 特殊同族報酬規定ばかりを、皆さんはおっしゃいますが、実は我々税理士会の建議書によって実現したものも多い。例えば、留保金課税・交際費・物納制度・申告公示制度・発信主義・被災時の消費税原則課税適用など。

東京会 渡邊理事： 土地譲渡損益通算問題はどのように対応するのか。

特殊同族規定の適用対象は、東京会の調査の結果を考えると2%どころではない。数万社どころではない。何十万社だ。

某理事 関連質問： この建議書に

は、「見直しを求める」とあるが、見直しではダメ、廃止を求めている。

各単位会の意見書の反対意見の内訳は？

杉田調研部長： 土地譲渡損益通算の復活はありえないであろう。

特殊同族規定については、「適用停止」を含め、「大幅な見直し」を求めている。

各単位会の意見の内訳は、見直しを求める会が3、廃止意見が9、触れられていない会が3。

**【税理士法】**  
第49条の11 (建議等)  
税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

こんな重要な改正事項に触れていない単位税理士会が3つもあるとは・・・

各単位税理士会はそれぞれ日税連に対する『意見書』を作成し、それらを日税連が取りまとめて『建議書』としているようです。  
しかし、各単位税理士会にもそれぞれに建議権はあります。  
東京会は、特殊同族規定に絞った、独自の建議書を作成提出しても良いのではないかと思います。

この日、執行部側から答弁したのは、宮口専務・延時経理部長・杉田調査研究部長・森会長。  
皆さん、近畿会です。  
対して、質問が多かったのは東京会の理事さん方ばかりであったような印象があります。

**伝説の税理士！**

理事会終了後、私は日税連の事務局に行きました。

「近畿会の植木と申しますが、税理士登録番号の第1番は、どなたでしょうか？その方は、どのような方でしょうか？」

ジャーン！！  
税理士登録番号第1番は、

**一ノ瀬長治**

当時、税務代理士の方々をまとめて税理士登録したそうです。それ以上のことは分からない、とのこと。どなたかご存知の方、情報をお知らせ下さい。

一ノ瀬長治さんは、故人だそうです。

さて、第一回目の日税連理事会レポート、いかがでしたか。  
今後一年間、レポートを発行する予定です。  
ご意見等がございましたら、ぜひお知らせください。( zensei@khaki.plala.or.jp )